

小樽市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

- 1 懲戒処分年月日 令和4年7月29日
- 2 懲戒処分の内容 減給10分の1 6か月
- 3 職員の職及び年代 主事職 20代

4 概要等

令和4年6月23日午後1時50分ごろ、札幌市手稲区にある北海道科学大学の女子トイレに許可なく侵入した疑いで現行犯逮捕された。その後、同年7月4日付けで、建造物侵入の罪名により略式起訴され、同日に罰金10万円の略式命令を受けた。

なお、当該職員から退職願の提出があり、7月31日付けで退職した。